

令和5年第12回
曾於市農業委員會總會議事録

令和5年12月20日
曾於市農業委員會

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年12月20日（水） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番		2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

1番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 12番 〇〇〇〇〇, 13番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日 令和5年12月20日（水） 午前9時46分

令和5年第12回曾於市農業委員会総会日程

令和5年12月20日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第 97号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第 98号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第 99号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第100号 農用地等のあっせんについて
- 議案第101号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第102号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第103号 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について

(2) 報告

- 報告第 12号 合意解約等の報告

4 その他

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

おはようございます。本日は、〇〇〇〇〇会長から欠席届が提出されておりますので、私が代わりに議事を進行することになりました。みなさんの協力をよろしくお願ひします。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第12回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番〇〇〇〇〇委員、13番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

これより議事に入ります。議案第97号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、10月保留分ですので、事務局から説明いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

受理番号大隅3号について、説明いたします。補足説明資料の2ページになりますが、事業の実施状況及び事業計画について、前回資料では、農業以外の事業の金額について、運送分を記載していましたが、畜産業に関する運送は農業に含まれるということで、全て農業の方で計上し直しております。あと、8ページ記載の経営面積と3ページの作付面積の差異につきましては、経営面積に今後目標とする借入予定面積も含めていたということでしたので、具体的な計画がない面積は外し、今回申請する面積のみを加え、田畑の経営面積と作付面積は一致したところですので、以上になります。

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

議案第97号農地所有適格法人要件届出書については、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

御異議ありませんので、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長代理）

次に、議案第98号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

〇〇〇〇〇会長から報告をお願いされましたので、私の方で説明させていただきます。末吉108号について、12月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

末吉109号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

末吉110号について、12月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械は、トラクターを所有しており、出荷先は自家販売、資材等の購入先はJ Aということです。トラクター以外の農業機械は、来年、作付けから収穫までの間に徐々に中古機械を購入されるということでした。調査結果の総合意見は、取得す

る農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉111号について、12月4日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅112号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人のおじになります。取得する農地は、以前より受人が耕作していたもので、今回許可を得て取得するものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

大隅113号について、12月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には密（しきみ）を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

財部114号について、12月11日に○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は86歳と高齢で後継者もないことから、農地の引受手を探していたところ、受人が見つかり、今回の申請となったものです。受人は、建設業を営む傍ら、水田を耕作していますが、渡人からの相談を受け、申請地を取得後、甘藷を作付けしようとするものです。農業機械については、トラクター、コンバイン等を保有しており、甘藷苗はJAから購入し、出荷先はJAとの取引を行う予定です。調査結果の総合意見は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部115号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部116号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は、耕作放棄されるもので、遊休地になるよりは受人に贈与したいとのことでした。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長代理）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

議案第98号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長代理）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長代理）

次に、議案第99号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、

調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（○○○○○）

末吉58号について、12月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、菅渡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており、確実と思われます。位置は、第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として隣接する宅地226.75㎡と一体利用するもので、全体で329.75㎡のうち転用する面積は103㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は集水柵を設置し水路へ放流し、汚水、生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、敷地の周囲にブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。

○8番委員（○○○○○）

次に、大隅59号、大隅60号、大隅61号、財部62号について、11月24日に農地部会において全員調査を行いましたので御報告いたします。まず、報告の前です、この4件、全員で調査に行きましたけど、それぞれの申請地がもう草やぶで、調査もできないような状況で、各委員から、このようないい加減な調査を受けるのであれば、もう調査ができないのではという経緯がございましたので、その経緯を含めて、報告をさせていただきます。まず、大隅59号と大隅60号は、すぐ隣り同士ですので併せて報告をさせていただきます。申請地は、元八幡自治会内の農地です。ここに関しましてはですね、施工計画と現況に乖離が見られること、適正な排水処理が見込めず、周辺地に被害を及ぼす可能性があることから、不許可相当の意見の一致をみたところでございます。次に、大隅61号に関しましては、やはり草やぶになって、厳密な調査ができなかったのですが、状況的に、ほかの周辺の農地に影響を及ぼす恐れが少ないということで、最終的に排水経路の確認だけをしたところでございます。その調査時には、その排水経路が確認できなかったんですけど、後日、事務局の方で確認していただいたところ排水路がありまして、それから直接河川の方に排水が流せると、若干、計画とは違いましたけど、そここのところは、間違いなく大丈夫だということで、それを含めての報告をさせていただきます。申請地は、西中園自治会内の農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで旧鉄道用地、西が国道、南が水路と山林、北が原野です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており、確実と思われます。位置は、第2種農地に該当します。計画面積は、太陽光発電施設を整備する面積として全体で1,152㎡であり、うち433.9㎡に144枚のパネルを設置するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水はパイプ等を設置し、既存の側溝へ流して河川へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、防護柵を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電事業を営む法人で、申請地に太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものであること、また、排水対策等についても適当であり、周辺地に被害を及ぼすことはない判断されることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、財部62号ですが、こちらも現況が全て確認ができませんでしたので、意見としましては、既存側溝等の現況確認ができなかったこと、施工計画で示された方法では、適正な排水処理が見込めず、周辺地に被害を及ぼす可能性があることから、不許可相当とする意見の一致をみたところでございます。付け加えまして、大隅59号と大隅60号についての位置は、第3種農地ですが、この3件については、もう不許可、保留ではなく、もう不許可として、今回で取り下げさせていただくという形で意見の一致をみたところです。調査日は11月24日、農地部会全員により、現地調査を実施したところでございます。会長代理以下12人でした。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長代理）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

議案第99号農地法第5条による許可申請については、末吉58号及び大隅61号は、許可相当の意

見を付して、大隅59号、大隅60号及び財部62号は、不許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

御異議ありませんので、本案は、末吉58号及び大隅61号は、許可相当の意見を付して、大隅59号、大隅60号及び財部62号は、不許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

次に、議案第100号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉147及び148は、8番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉149は、10番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉150から152までは、15番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅153は、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅154は、3番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部155から161までは、私と〇〇〇〇〇推進委員。財部162は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

会長分を報告します。末吉108, 109は、継続でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉111も継続でお願いします。

○9番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉112, 113, 114も継続でお願いします。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉115も継続でお願いします。

○10番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉117も継続でお願いします。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

財部118から120までも継続でお願いします。

○9番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉121も継続でお願いします。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉123も継続でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉124も継続でお願いします。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

財部125も継続でお願いします。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

会長分です。末吉126も継続でお願いします。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉127, 128, 129も継続でお願いします。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉130と131も継続でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉132も継続でお願いします。

○10番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉133も継続でお願いします。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅135も継続でお願いします。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅136も継続でお願いします。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅137, 138も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部139, 140も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部141も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部142は成立。143から145までは継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

財部146も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長代理)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長代理)

次に、議案第101号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規3年以上6年未満の末吉133, 再設定3年以上6年未満の末吉299, 再設定6年以上10年未満の末吉157から末吉159までを除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して、審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

議案第101号農用地利用集積計画について、利用権設定は、新規3年以上6年未満の末吉133, 再設定3年以上6年未満の末吉299, 再設定6年以上10年未満の末吉157から末吉159までを除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長代理)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長代理）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長代理）

続いて、新規3年以上6年未満の末吉133を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

新規3年以上6年未満の末吉133は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長代理）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長代理）

続いて、再設定3年以上6年未満の末吉299及び再設定6年以上10年未満の末吉157から末吉159までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

再設定3年以上6年未満の末吉299及び再設定6年以上10年未満の末吉157から末吉159までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長代理）

次に、議案第102号農用地利用集積計画について、所有権移転は、10月保留分も含め、議事参与の制限に該当する末吉133を除いて、議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

議案第102号農用地利用集積計画について、所有権移転は、末吉133を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長代理）

続いて、末吉133を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

末吉133は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長代理）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

いので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

次に、議案第103号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

議案第103号について、御説明いたします。今回再認定の対象件数が19件でございました。そのうち認定が7件、不認定が12件という調査結果となっております。不認定の理由につきましては、備考欄に記載のとおりですので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

議案第103号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

次に、報告第12号合意解約等の報告については、総会資料の34ページから37ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

事務連絡 (12月及び1月の行事予定について)

○事務局 (〇〇〇〇〇次長)

事務連絡 (新規就農・就業相談会への参加について)

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

事務連絡 (農業者年金の加入推進記録簿の提出、市長への提言に対する回答、補足説明資料の電子データ化、1月現地調査の班体制について)

○議長 (〇〇〇〇〇会長代理)

以上で、令和5年第12回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和5年12月20日 (水) 午前9時46分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員